

関係委員意見聴取書面	
関係委員 (敬称略)	(所属) アジア猛禽類ネットワーク 会長 (クマタカ生態研究グループ 会長)
	(氏名) 山崎 亨
聴取日	令和6年10月28日(月)
聴取者	環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 齋藤 審査官 環境省大臣官房環境影響評価課環境影響審査室 湯川 審査官
要領2.(3) 利害関係者の除外	
・意見聴取しようとする事業に係る利害関係の有無。 利害関係 有 ・ 無	
要領2.(4) 秘密保持の承諾	
・環境影響評価法手続に基づき作成される図書に含まれる希少な動植物種の生息・生育地の情報その他の秘匿すべき情報を外部にもらさない旨の承諾。 承諾 ・ 非承諾	
<関係委員意見概要>	
クマタカについて	・クマタカが防衛する範囲は、繁殖期に確立される「繁殖テリトリー(営巣中心域)」、主要なハンティングの範囲である「コアエリア(高利用域)」である。侵入してくるクマタカの若鳥等はコアエリアの周辺部分での出現が多い。一律で「コアエリア」に対策が必要というわけではないが、追い出し行動が見られた「コアエリア」に風力発電設備の設置計画があれば問題である。 ・九州地区のクマタカの個体群は大きく変化している。調査した結果、現在、日本全国のクマタカの営巣木の90%以上が人工林のスギである。九州地区のクマタカの個体群は、近年、繁殖成功率が上がってきており、繁殖できる場所も増えてきて個体群が拡大している。 そうした状況下で、今まで生息していなかった海岸線沿いまで、クマタカペアの繁殖区域が広がっている。海岸地帯は隣のクマタカペアとの干渉行動が少なかったり、四方がクマタカ等に囲まれているところではなかったりするるので、個々にしっかりと評価する必要がある

- ・ 風力発電設備の設置場所を検討するに当たり、クマタカの繁殖に関する観点から重要なのは、「繁殖テリトリー」ではなく「幼鳥の行動範囲」である。クマタカの幼鳥は7月頃に巣立った後、翌年の3月頃まで、地形によって1000m程度になったり200m程度になったりと大きく異なるが、営巣場所から概ね500メートルの範囲内に留まっている幼鳥の行動範囲に風力発電設備を設置することは問題である。
- ・ 工事時の車両、重機等の往来や工事による騒音の影響範囲が営巣場所に近かった場合は、クマタカの抱卵放棄や育巣の中断が考えられる。改変そのものによる影響はそれほどないが、工事による繁殖行動への影響があり得ことは大前提である。アクセス道路（工事用道路、管理用道路）の新設工事等の計画があれば、工事期間も長くなり、騒音も大きくなり懸念があるが、既存の林道を拡幅する程度であれば、工事期間や騒音もそれほど大きな影響にならない。
- ・ 配置見直しを行った風力発電設備は、クマタカの幼鳥の行動範囲付近に存在している。幼鳥は尾根に係る斜面流に乗って尾根部分まで上昇することはあるが、ブレード部分を含む風力発電設備が尾根の反対側に設置されていれば、斜面流に乗った上昇が見られた場合でも風力発電設備への衝突を避ける効果はある。よって今回の配置見直しは適切と考える。